

船橋市社会福祉法人等指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次に掲げる各法条文の規定に基づく指導監査について、必要な事項を定める。ただし、社会福祉法第70条に基づく指導監査については、社会福祉法に定める第1種社会福祉事業に対するものに限り、この要綱で必要な事項を定める。

- (1) 社会福祉法第56条第1項（監督）
- (2) 社会福祉法第70条（調査）
- (3) 老人福祉法第18条第2項（報告の徴収等）
- (4) 児童福祉法第46条第1項（報告徴収）

(指導監査の目的)

第2条 社会福祉法人、老人福祉施設、障害者支援施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査は、関係法令、関係通知等による法人運営及び施設運営（以下「法人運営等」という。）に係る指導監査事項について、指導監査を行うことにより、適正な法人運営等の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の基本方針)

第3条 指導監査は、国の法定受託事務に関する法人監査の処理基準及び自治事務に関する各施設の技術的助言等に基づき実施する。

(指導監査の種別)

第4条 指導監査の種別は、一般監査と特別監査とする。

(一般監査の実施形式等)

第5条 一般監査の実施形式は、以下のとおりとする。

- (1) 一般監査の実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定する。
- (2) 一般監査は、一定の周期で実施する。
- (3) 一般監査を行うときは、社会福祉法人等の種別に応じ別に定める資料（以下「指導監

査資料」という。)及び法人の規程、関係帳簿等(以下「規程等」という。)を事前に提出させるものとする。

(4) 一般監査の種別は、実地監査と書面監査とし、実施形式は以下のとおりとする。

① 実地監査

実地監査は、社会福祉法人等の事務所や施設において行い、事前に提出された指導監査資料及び規程等(以下「事前提出資料」という。)をもとに、関係書類を検査し、関係者からヒアリングで行う。

② 書面監査

書面監査は、社会福祉法人等から提出された事前提出資料を検査する。また、必要があると認められるときには、社会福祉法人等の関係者に対し調査・照会を行うものとする。

(5) 一般監査において改善の必要が認められた事項については、改善の状況を再調査することができる。

(一般監査の対象等)

第6条 一般監査の対象等は、以下のとおりとする。

(1) 社会福祉法人

① 社会福祉法人に対する一般監査は、実地監査により行う。

ただし、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

② 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3箇年に1回とする。

ア 法人の運営について、法令及び通知等(法人に係るものに限る。)に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

③ ②にかかわらず、②のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等

が次に掲げる場合に該当する場合にあっては、市が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を次に掲げる周期まで延長することができる。

ア 社会福祉法第36条第2項及び同法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、同法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合 5箇年に1回

イ 会計監査人を設置していない法人において、社会福祉法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行なわれる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合 5箇年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4箇年に1回

④ ②にかかわらず、②のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうち③に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市が判断するときは、一般監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること(一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。)又はISO9001の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること(福祉関係養成校等の研修生の

受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。)

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

- ⑤ 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。
- ⑥ ②、③、④にかかわらず、原則として設立後3年を経過していない法人については、一般監査を行うものとする。
- ⑦ 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

(2) 老人福祉施設

- ① 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対する一般監査は、実地監査により行う。一般監査の実施の周期については、原則として3箇年に1回とする。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めるときは、この限りでない。

なお、一般監査に限り、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、老人福祉施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

- ② 新たに開設された老人福祉施設については、開設年度に実地監査を実施するものとする。ただし、原則10月1日以降に開設された老人福祉施設については、次年度の早期に実地監査を実施するものとする。

(3) 障害者支援施設

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設に対する一般監査は、実地監査又は書面監査により行う。一般監査の実施の周期については、原則として年1回とする。なお、書面監査は、前年度における実地監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者支援施設を対象とする。

なお、指定障害者支援施設である障害者支援施設については、「船橋市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱」による前年度の指導監査の結果、特に重大な運営上

の問題点が認められなかった場合は、当該年度における本方針による指導監査を省略することができ、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者支援施設については、当該年度及び次年度における本方針における指導監査を省略することができる。

② ①にかかわらず、原則として開設後3年を経過していない障害者支援施設については、実地監査を行うものとする。

③ 新たに開設された障害者支援施設については、開設年度に実地監査を実施するものとする。ただし、原則10月1日以降に開設された障害者支援施設については、次年度の早期に実地監査を実施するものとする。

(4) 児童福祉施設

① 児童福祉法に規定する助産施設、母子生活支援施設及び保育所に対する一般監査は、実地監査により行う。一般監査の実施の周期については、原則として年1回とする。

② 新たに開設された児童福祉施設については、開設年度に実地監査を実施するものとする。ただし、原則10月1日以降に開設された児童福祉施設については、次年度の早期に実地監査を実施するものとする。

(特別監査の実施形式)

第7条 特別監査は随時必要に応じ、実地において行うものとする。

(特別監査の対象)

第8条 特別監査の対象は、以下のいずれかに該当する社会福祉法人等とする。

- ① 社会福祉法人等の運営等に重大な問題を有すると認められる場合。
- ② 一般監査における指導にもかかわらず是正、改善がみられない場合。
- ③ 正当な理由がなく、一般監査を拒否した場合。

(指導監査事項の省略)

第9条 以下のいずれかに該当する場合は、会計管理に関する監査事項の一部を省略することができる。

- (1) 社会福祉法第36条第2項及び同法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに同法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施

している法人において、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

- (2) 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると市が判断する場合。

(指導監査の実施通知等)

第10条 指導監査の実施通知等は、以下のとおりとする。

- (1) 指導監査実施通知

対象となる社会福祉法人等に対し、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知する。
なお、特別監査については適宜通知する。

- ① 指導監査根拠規定
- ② 指導監査対象
- ③ 指導監査方法
- ④ 指導監査実施日時及び場所
- ⑤ 指導監査担当職員
- ⑥ その他必要な事項

- (2) 指導監査結果通知

指導監査の結果については文書により通知するものとする。

- (3) 改善報告書

指導監査結果通知に係る改善状況について、文書により報告を求めるものとする。

(関係機関への情報提供等)

第11条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて関係機関に情報提供及び照会をするものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。